書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９３号
山口県柳井市伊保庄2816番地
破産者　有限会社クリエイト
異議申述期間　平成25年６月４日まで
平成25年４月15日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２９２号
長崎市出来大工町４番地
破産者　株式会社イコー
異議申述期間　平成25年６月７日まで
平成25年４月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２００号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目77番地３
破産者　柴田　和正
異議申述期間　平成25年６月10日まで
平成25年４月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７７号
福岡市早良区四箇田団地２番404号
破産者　吉岡　清和
異議申述期間　平成25年６月12日まで
平成25年４月12日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１１号
札幌市白石区北郷４条１丁目３番18号
清算株式会社　大伸商事株式会社
代表清算人　和歌　宏悦
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第２０３０号
東京都中央区京橋１丁目10番３号服部ビル８階
清算株式会社　佐藤建材株式会社
代表清算人　加藤　興平
１　決定年月日　平成25年４月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富184番地
再生債務者　株式会社エム・ケー・サイエンス
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式総数860株全部
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした日
３　減少する資本金の額　資本金4300万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした日
５　募集株式の数　860株
６　募集株式の払込金額　１株につき金50,000円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画案認可決定の確定日から１ヶ月以内で取締役会によって決議する日
８　増加する資本金の額　金4300万円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成25年４月12日　長野地方裁判所伊那支部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
富山県砺波市福岡210番地
再生債務者　株式会社斉藤木工所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年４月10日　富山地方裁判所高岡支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２１９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水18番地１　フレスト楠北702
再生債務者　大江　淳章
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月14日から平成25年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２７２号
名古屋市中村区中村町字加藤屋敷10番地
再生債務者　林　　靖子
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月14日から平成25年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第４３号
愛知県半田市花園町２丁目６番地の16　ハッピーメゾンＢ棟101号
再生債務者　松田　健一
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月14日から平成25年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５号
愛知県稲沢市島町本郷413番地
再生債務者　溝口　雅史
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月13日から平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第９号
神戸市西区伊川谷町有瀬585番地の１　211号
再生債務者　仁平　光一
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月21日から平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２５年（再イ）第２０号
神戸市東灘区深江南町２丁目３番９号
再生債務者　志手幸一郎
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月16日から平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第６９号
福岡市早良区西新２丁目15番15―502号
再生債務者　松崎　　繁
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後２時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月16日から平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２５号
大分市希望が丘１丁目1492番地の39
再生債務者　上原　正寛
１　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月９日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月23日から平成25年６月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第３号
群馬県高崎市南大類町1004番地５
再生債務者　今　　善廣
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月24日から平成25年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再イ）第６３６号
大阪市西成区津守２丁目１番48号　ルネッサンスエクレール５Ｆ号室
再生債務者　濵畑　松尚
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月13日から平成25年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部